

令和3年4月26日

保護者の皆様

尼崎市教育委員会

兵庫県における緊急事態措置を踏まえた市立学校園の学校運営について（通知）

皆様におかれましては、学校園における新型コロナウイルス感染防止対策にご協力とご理解を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、既に報道等で御承知のことと存じますが、令和3年4月25日から令和3年5月11日までの間、兵庫県全域が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の区域に指定されました。今回の国の宣言は学校園の休業を伴うものではなく、尼崎市といたしましても以下のとおり十分な感染予防対策を講じた上で教育活動を継続することとしております。

皆様には長期にわたりご協力をお願いすることになりますが、お子様が安心して過ごせる学習環境の維持に全力で努めてまいりますので、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 緊急事態宣言期間中の学校園における運営方針

(1) 教育活動（全ての学校園）

「学校に持ち込まない、学校に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を行います。（小学校給食や中学校弁当については、期間中も通常どおり実施します。）

(2) 児童ホーム・こどもクラブ（小学校）

ア 児童ホーム

感染症予防策を講じた上で継続して実施します。

イ こどもクラブ

感染症予防策を講じた上で継続して実施します。

なお、多数の児童の参加があった場合、密集を避けるため、参加をご遠慮願う場合があります。

(3) 子育て支援事業（幼稚園）

幼稚園での子育て支援事業は中止します。

2 感染予防対策

(1) 感染リスクの高い教育活動、給食等について

ア 感染リスクの高い教育活動

感染リスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施します。

イ 給食、弁当

給食等の食事をする際には、食事の前後の手洗いを徹底し、会食に当たっては、やむを得ずマスクを外す必要があることから、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えて静かに食べるなどの対応を徹底します。

(2) 部活動について

ア 中学校

上記(1)に準じた感染予防を行うとともに、活動場所は校内、活動時間は平日4日2時間以内、土日1日3時間以内での実施を原則とします。また、交流活動（練習試合など）や宿泊を伴う活動は実施しません。

#### イ 高等学校

上記(1)に準じた感染予防を行うとともに、活動場所は県内、活動時間は平日4日2時間以内、土日1日3時間以内での実施を原則とします。また、合宿など、宿泊を伴う活動は実施しません。（練習試合などの交流活動は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめます）。

※部活動終了後に生徒同士で食事をするようなことがないよう、学校での指導を強化しますので、ご家庭でも同様にご指導ください。

#### (3) 校外行事等について

兵庫県内の感染者に占める変異ウイルスの割合が高まり、なおかつ、この変異ウイルスは感染力が強く、重症化のスピードが速いと言われています。年代別の感染者もこれまでとは様相が変化し、若い世代に多い傾向がみられること等を踏まえ、お子様とご家族の健康、安全を確保した上で行事を実施できるかどうか不透明であることから、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の1学期終業式までに実施を予定している次の校外行事等を延期します。

ア 1学期終業式までに実施を予定している泊を伴う校外行事（修学旅行、自然学校、宿泊学習を含む。）

イ 1学期終業式までに実施を予定している、尼崎市外への日帰りでの校外行事（公共交通機関を利用しない尼崎市内への校外行事は、感染防止対策を行った上で実施します。）

※高等学校においては、県立学校の対応に準じて、緊急事態宣言発令期間中は、県外における校外行事（修学旅行を含む。）は行いません。

#### (4) 学校開放について

緊急事態宣言発令期間中は、屋内、屋外施設ともに学校開放（スポーツ開放など）は行いません。

### 3 児童生徒の心のケアについて

新型コロナウイルス感染症対策の長期化や感染者数の拡大の中、度重なる緊急事態宣言の発令により、児童生徒の精神的な負担が更に増大することが考えられることから、学校といたしましても子ども達の心のケアにつきまして特に配慮を行います。ご家庭におかれましても、児童生徒の様子に変化等が見られましたら、各学校園や以下の各種窓口までご相談ください。

#### 【尼崎市】

○子ども・子育て総合相談（尼崎市子どもの育ち支援センター「いくしあ」）  
（月）～（金）9:00～17:30 06-6430-9989

#### 【兵庫県】

○ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉相談24時間ホットライン  
0120-0-78310（電話相談）

○ひょうごっ子SNS悩み相談窓口

LINEによる双方向相談 16:00～22:00（相談受付は21:30まで）

※SNS相談は4月26日～5月23日の間、受付時間が延長されます。

※SNS相談に必要なQRコードが掲載された案内については、各校に4月5日に送付済みです。

#### 4 ご家庭における児童生徒等の健康管理についての改めてのお願い

##### (1) 健康観察の徹底

毎日の登校前の健康観察（健康観察記録表の記入）を改めて徹底してください。発熱等風邪症状（咳、息苦しさ、倦怠感、のどの痛み、鼻水、鼻づまり、味覚・嗅覚の異常、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔吐等平常と異なる症状等）がある場合は、学校園に連絡の上、登校園を控えてください。

また、登校後においても担任等が児童生徒の体調の観察に努め、体調の不調に気づいた場合には、すみやかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取ることといたします。

##### (2) 同居のご家族が検査対象となった場合の学校への連絡と出席停止の徹底

学校内での感染拡大の予防のため、現在尼崎市教育委員会ではお子様と同居のご家族が検査対象となった段階で、その旨の連絡とお子様の出席の停止（欠席扱いとはいたしません。）をお願いしているところです。実際にこの連絡が遅れたことで学校内における濃厚接触者の数が拡大したり学校の休業期間が延長したりする例も生じておりますので改めてのご理解とご協力をお願いします。

また、高等学校においては、県立学校の対応に準じて、本人はもとより、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合やPCR検査を受けている場合は、登校はせず、自宅での待機をお願いいたします（欠席扱いとはいたしません）。

##### (3) その他（ご家庭における感染予防のポイント）

- ・ 手洗いや咳エチケットを徹底してください。
- ・ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけてください。
- ・ 家庭内で感染を広げないように、換気や消毒を実施してください。

以上

#### 【各お問い合わせ先】

感染予防に関すること	保健体育課	06-4950-5677
市立小中学校の運営に関すること	学校教育課	06-4950-5685
市立幼稚園の運営に関すること	幼稚園・高校企画推進担当	06-4950-5665
市立高校の運営に関すること	幼稚園・高校企画推進担当	06-4950-5665
市立特別支援学校の運営に関すること	特別支援教育担当	06-6423-2553
障害のある児童生徒に関すること	特別支援教育担当	06-6423-2553
学校給食に関すること	学校給食課	06-4950-5675
中学校弁当に関すること	中学校給食担当	06-4950-5680
生徒指導相談に関すること	いじめ防止生徒指導担当	06-4950-5787
教育相談に関すること	こども教育支援課	06-6409-4995
部活動に関すること	保健体育課	06-4950-5677
児童ホーム・子どもクラブに関すること	児童課	06-6489-6936